

平成24年第4回教育委員会

定例会会議録

平成24年4月17日

東久留米市教育委員会

平成24年第4回教育委員会定例会

平成24年4月17日午前10時03分開会
市役所7階 703会議室

- 議題
- (1) 会議録署名委員の指名
 - (4) 東久留米市立公立学校の管理運営に関する規則の全部改正について
 - (5) 東久留米市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正について
 - (6) 東久留米市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正について
 - (7) 諸報告
 - ①平成24年第1回市議会臨時会について
 - ②東久留米市教育委員会教職員の人事について
 - ③市立小・中学校における空間放射線量の測定結果について
 - ④小山小学校給食調理業務委託後の検討会について
 - ⑤平成24年度の指導室事業について
 - ⑥スポーツ祭東京2013の準備状況について
 - ⑦その他
 - 生涯学習センターの掲出物不承認に関する件について
 - 防災教育について

出席委員（5名）

委員 長 榎 本 隆 司	第一職務代理 井 上 敏 博
第二職務代理 矢 部 晶 代	委 員 松 本 誠 一
教 育 長 永 田 昇	

東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定に基づき出席を要求した者の職氏名

教 育 部 長 荒 島 久 人	総 務 課 長 東 淳 治
指 導 室 長 片 柳 博 文	学 務 課 長 稲 葉 勝 之
生涯学習課長 山 下 一 美	主 幹 傅 智 則 (国体担当)
図 書 館 長 高 梨 顕 彦	統括指導主事 末 永 寿 宣
指 導 主 事 間 嶋 健	指 導 主 事 大久保 順 子

事務局職員出席者

庶 務 係 長 鳥 越 富 貴	庶 務 係 小野塚 将 志
-----------------	---------------

◎開会及び開議の宣告

(午前10時03分)

- 委員長 これより平成24年第4回教育委員会定例会を開会する。本日は全員出席であり会議は成立している。東久留米市教育委員会会議規則第15条の規定により、関係職員の出席を求めている。
-

◎会議録署名委員の指名

- 委員長 日程第1、会議録署名委員の指名について。本日は2番松本委員にお願いします。
-

◎議案の取り下げ及び追加

- 委員長 日程第2に入る前に、議案の取り下げと追加の申し出があるので、事務局から説明を求める。
- 総務課長 「議案第27号 東久留米市立図書館運営規則の全部改正について」については、今後、図書館がより良いサービスを行うため、ハンディキャップサービスを見直す内容の規則改正についてご審議いただきたいと考えていた。しかし、次回以降の教育委員会において、市立図書館条例の一部を改正する条例の制定依頼についてご審議いただくとともに、図書館運営規則の改正も行う必要が出てきた。ついては今回予定していた議案第27号を取り下げ、次回以降の教育委員会に改めて上程し、ご審議いただきたい。
- また、「議案第28号 東久留米市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正について」は規定の整備を行うため、さらに「議案第29号 東久留米市教育委員会職員の人事について」は臨時職員の任命について教育委員会の承認をいただくため、これらの2議案を追加議案としてお願いするものである。
- 委員長 議案第27号の取り下げ、ならびに議案第28号及び第29号の追加についてお諮りする。全員挙手であり、そのように取り扱うこととする。
-

◎公開しない会議の宣告

- 委員長 議案第24号及び追加議案の第29号は人事案件であるため、東久留米市教育委員会会議規則第13条の規定により公開しないこととしたいのでお諮りする。公開しない会議とすることに賛成の委員の挙手を求める。全員挙手であり、公開しない会議とする。
-

◎会議の進め方

- 委員長 本日の議事の進め方であるが、先に人事案件を、その後に追加議案を含めた他の議案をご審議いただきたい。ついては日程の変更があるので、新しい日程を配布する。
- (新しい日程を配布)
-

◎傍聴の許可

- 委員長 本日、傍聴の方はいらっしゃるか。
- 総務課長 いらっしゃらない。
- 委員長 お見えになったら、人事案件終了後にお入りいただくこととする。

(公開しない会議を開く)
(公開しない会議を閉じる)

◎議案第25号の上程、説明、質疑、採決

○委員長 日程第4、「議案第25号 東久留米市公立学校の管理運営に関する規則の全部改正について」を議題とする。教育長から提案理由の説明を求める。

○教育長 「議案第25号 東久留米市公立学校の管理運営に関する規則の全部改正について」、上記議案を提出する。平成24年4月17日提出。東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由であるが、学校教育法（昭和22年3月31日法律第26号）、学校教育法施行規則（昭和22年5月23日文部省令第11号）及び学校教育法施行令（昭和28年10月31日政令第340号）の改正に伴い、規則を整備する必要があるためである。詳細については総務課長から説明する。

○総務課長 新旧対照表をご覧いただきたい。引用条文の条項の整備と併せ、そのほか変更点が大きく二つある。一つは新旧対照表の現行の第33条の「（管理簿）」を削除することである。各小・中学校における施設管理については「小・中学校施設台帳」に基づき、毎年、総務課が調製して電子データ化している。校長が管理簿による管理は行っていないため、この規定は削除したい。教育委員への報告については、例えば、学校の適正化などで施設の設置が変更となった場合には、滝山小学校や第八小学校のように、そのつど、施設の管理状況や内容を報告する。なお、施設に関する状況については、決算及び予算審議をしていただく時にも報告している。二つ目の変更点は新旧対照表の「改正案」に、第39条として「学校評価」を追加したことである。「校長は、毎年度、当該学校の教育水準の向上を図るために学校経営改革を策定するとともに、教育活動その他学校運営の状況等について自己評価を実施するものとする」。2項として「校長は、自己評価を踏まえた当該学校の保護者及び関係者等による評価を行うものとする」。3項として「校長は、自己評価及び学校関係者評価を行ったときは、その結果を学校経営計画とともに公表し、委員会に報告しなければならない」。4項に「前3項に規定するもののほか、学校評価に関し必要な事項は、委員会が別に定める」とし、学校評価に関する記述を、新たに、公立学校管理運営に関する規則に追加するものであり、今回、全部改正を行いたい。なお、このほか、引用条文の整理も行っている。

○委員長 何か伺うことはあるか。

○委員 第7条の「副校長」の規定中、第3項で「副校長は、校長の命を受け、所属職員を監督し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる」とあるが、小学校の副校長も該当するので「児童・生徒」としたほうが良い。

また、第37条の「事故等の報告」についてであるが、学校でも防災への対応に力を入れているのであるから、2項に「地震」を追加したほうが良い。関連して、第37条の3項に「校長は、前2項の事故発生後速やかにその詳細を文書により委員会に報告しなければならない」とあるが、「原則として文書」に変更したほうが良いのではないか。大災害の場合には、電話やメールで報告するという手段もあると思う。

○総務課長 「児童・生徒」の表記については第37条の事故等の報告の中でも「児童・生徒」としているので、全体をそのように改めさせていただく。

「事故等の報告」の規定に「地震」を追加したらどうかというご意見については、他の委員の

ご意見もいただいた上で改めるのであればそのように対応したい。

- 教育長** 第37条の規定にある「その他の災害」に地震も含まれていると思うが、昨年3月11日の東北地方の地震を踏まえれば、「地震」という表現は別立てにしたほうが良いと思う。また、同じ第37条の3項であるが、今までも事故が発生した場合には、当然、学校長により、実質的には副校長が行うが、指導室には電話で第一報が入る。大きな事故の場合には状況が変わり次第、その都度学校から報告がある。しかし、最終的には文書主義により文書による報告が原則であるため、実態的には「詳細を文書により委員会に報告しなければならない」の規定でよろしいと思う。
- 委員長** 事故が発生した時は、教育長がおっしゃるように、とにかくすぐ何らかの形で連絡をする。その後、改めてきちんとした文書として残しておく必要があるので、そういう規定になっているのだと思う。「ここに規定されていないから電話で連絡しない」ということは、まずないだろう。この規定の限りではこういう表現で良いと思う。
- 委員** 新しく加えられる学校評価について伺いたい。第39条3項の「自己評価、学校関係者評価を行ったときは公表する」ということであるが、既に各学校が行っているのは見ているが、「委員会に報告しなければならない」ということは、別途、報告フォームのようなものをつくるのか。
- 指導室長** 既に各学校には報告書の書式を指導室から示しており、それをもって委員会への報告としたいと考えている。現在、昨年度の評価は取りまとめている。
- 委員** 今回の改正内容には当たらないが、第4条2項の休業日に授業をしたい場合について伺いたい。現在、新学習指導要領の下、学校が授業日数の確保に非常に苦心していることを校長からも多々聞いている。各学校の年間計画や学校だよりなどで毎月の様子は伝わるが、各学校がどのような授業数を組んで、休日を利用しているのかを指導室が把握しているのであれば、また別の機会にでも教えていただきたい。夏休みについて研究される先生もいたので、他市の状況や本市の今後についても何か考えがあれば伺いたい。
- 委員長** この時点で伺えることはあるか。
- 指導室長** 休業日のうち、特に土曜日の授業については保護者や地域の方に対し、学校公開や講師等の協力を得ながら授業をするということで、東京都が基準を示している。実質的にはそうなるが、授業日を増やすことが主たる目的ではないことをご理解いただきたい。実施状況については教育課程の届け出が出されているので、それに基づいて各学校がどの程度、土曜日に授業等を行っているのかを示すことは可能である。
- 委員** 区内では、少し夏休みが短い学校があると聞いている。本市でも、市の条例や規則を変えれば夏休みの期間を変更できるのか。
- 指導室長** そうである。
- 委員** 第28条「児童・生徒の懲戒」について伺いたい。学校教育法第11条に懲戒の規定があるが、本規則の第28条では「懲戒は訓告、訓戒その他とする」となっている。さらに2項で、「訓告は校長が行い、訓戒その他懲戒は、教育上必要な範囲内で校長が定める」とある。義務教育では退学や停学は認められないために、訓告となっている。訓戒は校長の裁量で行うことができるとあるが、訓告と訓戒の違いは何か。
- 指導室長** 調べた上で、改めてお答えさせていただきたい。
- 委員** そうしていただきたい。個人的な理解であるが、訓戒は学校教育法に基づいた正規の懲戒

なので、学校が行う。大学であれば学長なり学部長が、小中高であれば校長の責任で行う部分となる。そのほか、いわゆる嚴重注意をクラス担任や部活の先生が行う場合もあると思うが、校長が行うという趣旨で訓告と違う種類をここに入れていると思う。

この管理運営規則は学校運営において重要な規則であるため、新任の校長や副校長によくお伝えいただきたい。年に1度、事務局が作成する学校教育要覧にも示されているが、作成するときの3月なり4月の段階で国政の法令改正等があれば定例会で報告いただき、確認した上で要覧に載せれば良いと思う。

○**教育長** 改めて調べるが、「訓戒」は学校教育法第11条の「校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童・生徒及び学生に懲戒を加えることができる」からきている。これは法律であるが、施行規則等があると思うので調べて報告する。

○**委員長** 「訓戒」と「訓告」については大もとで決まっていることを確認いただいて、改めて教えていただきたい。

なお、管理運営規則の前の改正はいつだったのか。提案理由では今回の改正理由は昭和22年の学校教育法ほか施行規則が昭和28年に改正されたのを受けて行うように読める。また、本規則は昭和35年1月5日に制定されているとあるが、これを今回改正するということなのか。

○**教育長** 提案理由で述べている「昭和22年3月31日」というのは、学校教育法が制定された日である。学校教育法に基づいて改正するときにはこの法律が施行された日の法律番号を入れるのがルールである。法律が改正されて条例や規則を一部改正した場合、最後に付則で改正した日を示す。ただし、全部改正を行った場合は最後に改正を行った日のみを示すことになっている。

○**委員** 本規則は4年前の平成19年に、教育基本法を受けて学校教育法が改正されたことに伴い、出席停止措置の部分で一部改正を行っている。

○**委員長** 法律名の後に制定年月日があると、それ以来、何も改正してこなかったように読み取られるのではないか。

○**教育長** 提案理由としては「学校教育法、学校教育法施行規則及び学校教育法施行令の改正に伴い、規則を整備する必要がある」だけでも良いのであるが、一般的に法律を引用するときには制定年月日と法律番号を入れることになっている。本規則に示されている昭和35年の年月日に制定したか、全部改正したかのどちらかだと思う。これは昭和35年当時の文書を調べないと分からない。

○**委員** 戦後、教育委員会制度の改変が行われ、昭和31年に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が制定された後、各市町村でもいわゆる学校の管理運営規則が制定された。それが昭和35年でそこからスタートし、以来、何回か改正が行われている。

○**委員長** これで質疑を終了する。これより討論に入る。討論を終了し、採決に入る。「議案第25号 東久留米市立公立学校の管理運営に関する規則の全部改正について」、本案を可決することに賛成の委員の挙手を求める。全員挙手であり、議案第25号は承認に決した。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、採決

○**委員長** 日程第5、「議案第26号 東久留米市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正について」を議題とする。教育長から提案理由の説明を求める。

○**教育長** 「議案第26号 東久留米市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等

に関する事務取扱規程の一部改正について」、上記議案を提出する。平成24年4月17日提出。東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由であるが、民法（明治29年4月27日号外法律第89号）の改正、及び公益法人制度改革関連3法（「一般社団・財団法人法」（平成18年法律第48号）、「公益法人認定法」（平成18年法律第49号）、「関係法律整備法」（平成18年法律第50号））の施行により規定の整備を行う必要があるためである。詳細については指導室長から説明する。

- 指導室長 新旧対照表をご覧いただきたい。さまざまな法律の改正があった中、特に、引用法令である教育基本法の改正に伴い、引用条文の整理を行ったのが1点。2点目は、特に、一般社団・財団法人法が平成20年12月に施行され、それまで法人である財団の約款が法律では「寄付行為」と呼ばれていたが、この「寄付行為」という言葉が一般社団・財団法人法の施行により「定款」と改められたことに伴い、第12条に「寄付行為」とあったものを削除し、「定款」に取りまとめる改正を行うものである。
- 委員長 これ以て質疑を終了する。これより討論に入る。討論を終了し採決に入る。「議案第26号 東久留米市立学校職員の兼業等及び教育公務員の教育に関する兼職等に関する事務取扱規程の一部改正について」を採決する。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求める。全員挙手であり、議案第26号は承認に決した。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、採決

- 委員長 日程第6、「議案第28号 東久留米市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正について」を議題とする。教育長から提案理由の説明を求める。
- 教育長 「議案第28号 東久留米市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正について」、上記議案を提出する。平成24年4月17日提出。東久留米市教育委員会教育長、永田昇。提案理由であるが、「東久留米市聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則」（平成7年3月30日規則第4号）に準じ、規定の整備を行う必要があるためである。詳細については総務課長から説明する。
- 総務課長 新旧対照表をご覧いただきたい。実態として都条例を引用した運用はないため、第1条中「東京都行政手続条例（平成6年東京都条例第142号。以下「都条例」という。）第13条第1項」及び「都条例第3章第2節及び第3節」を削ることが1点。さらに、第2条中「都条例第13条第1項」を削り、規定の整備を行うものである。
- 委員長 これ以て質疑を終了する。これより討論に入る。討論を終了し採決に入る。「議案第28号 東久留米市教育委員会聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則の一部改正について」を採決する。本案を可決することに賛成の委員の挙手を求める。全員挙手であり、議案第28号は承認に決した。

◎諸報告

- 委員長 日程第7、諸報告に入る。「①平成24年第1回市議会臨時会について」から、順次説明を求める。
- 教育部長 資料の「平成24年第1回市議会臨時会会議結果」をご覧いただきたい。会期は平成24年3月29日の1日間限り、案件は「議案第40号 平成24年度東久留米市一般会計暫定予算」及び「議案第41号 平成24年度東久留米市下水道事業特別会計暫定予算」である。こ

の一般会計暫定予算については3月28日の臨時教育委員会において、教育にかかる部分についてお諮りさせていただいた内容である。審議結果はいずれも可決であるが、議案第40号については賛成16で、賛成多数で可決された。政策経費、とりわけ社会福祉審議会の経費を入れているなどで反対があった。「議案第41号 平成24年度東久留米市下水道事業特別会計暫定予算」については、全員賛成である。この審議において、市長が掲げている「歩いて暮らせるまち＝コンパクトシティ」についての考え方が議論になっている。市長から「次の議会までにこれについての考えを整理する」という答弁があったため、暫時休憩等を挟み、会議は午前9時半から18時過ぎまで及んだ。

続いて、予算の内容について、改めて説明させていただく。暫定予算が組まれる期間は、4月1日から6月30日までの3カ月間である。歳入はこの期間の収入見込額、歳出はこの3カ月間に支出負担行為が必要で行政運営に必要な経費である。2ページにあるように歳出額は173億626万1,000円、歳入が83億167万5,000円という予算規模である。下水道事業特別会計も表のとおりである。教育費の歳出は29億5,906万5,000円で、主な事業は3～4ページに掲載している。3ページは特定財源が含まれている事業で、表の中段から下が教育部にかかわる経費である。裏面は市単独事業、一般財源の事業で、教育部にかかわるものは表の下端にあるとおりである。

○委員長 いつも申し上げているとおり、教育委員会は政治的な立場としては中立を保つのが当然であるが、同時に、教育委員会の予算にかかわっても市全体の動きの中で考えていきたい。そういう意味で、こういう報告もその都度いただいている。

市長の公約である「コンパクトシティ」について、もう少し説明してもらえることはあるか。

○教育部長 市長の言われる「コンパクトシティ」とは「歩いて暮らせるまち」ということで、歩いて暮らせる範囲に病院や商店、金融機関などを配置して、まちづくりを行っていくという考え方である。しかし、現在、都市計画マスタープランの見直しも行っている。そういう中で「コンパクトシティ」というものが実現できるのかということである。

「歩いて暮らせるまち」の範囲の中にそういう施設を全部つくれば、相当な数になる。そういうことができるのかという話の中で、現実的には難しいという市長の発言があり、市長自らがコンパクトシティについての考えを整理していくということになった。

○委員長 「コンパクトシティ」を掲げてきた夢や理念は现阶段で難しいと…。だから、もう一遍整理し直して、その考えを申し上げるということである。先のコミュニティバスと同様なことのようにあるが。

○教育部長 次の6月議会には整理されるものと思っている。

○委員長 率直に申し上げれば、一体だれが市民のことを考えているのだと伺いたい。教育委員会は一所懸命考えている。教育委員会はいつもすべての市民の声を聞いている。ただし、聞くについては言うべきこともきちんと申し上げることが、まさに教育委員会の仕事であり、責任であると思っている。

市長の考えの根幹をなすコンパクトシティについてどう整理されるのかが重大問題だと、私は心待ちにして整理の仕方を見届けようと思う。そのことはご自身がお立ちになる大前提になる考え方であり、それを下手に崩したら立場がなくなることをきちんと踏まえて整理をされるのだろうかから、われわれもそういう観点で次の議会報告を待ちたい。この件については以上にとどめる。続いて、「②東久留米市教育委員会職員の人事について」の報告を求める。

○指導室長 教職員の人事について、年度末の教育委員会への報告時点で未確定であった新規採用者、及び新年度になっての学級増に伴う教員の採用について報告する。第二小学校については学級増に伴い、新規で採用した。第五小学校については未決定であった養護教諭が決定した。第六小学校についても未決定であった教諭が決定した。東中学校については特別支援学級の情緒学級に新規で採用した。中央中学校についても未決定であった理科と英語が決定した。

なお、24年度の産休・育休代替職員の4月における採用については資料のとおり、計17名を採用した。

○委員 表の上に、第一小学校では「17学級→16学級」となっているが、これは今年度の学級数なのか。学校から聞いた学級数は、現在、第一小学校は17学級である。第二小学校も19学級ある。加配等の関係でここには実際と違う数字が載っているのか。その他の幾つかの学校もそのままの学級数ではないと思う。後で正式に学級数・児童数の表がいただけると思うが、学校公開日等で訪問する時などの話題にもなるので伺っておきたい。

○指導室長 調べてお答えしたい。

○委員 ただ今のご指摘とも関連するが、例えば第一小学校では教員の転出が6名、転入が4名、非常勤がプラス1名である。対応の仕方はいろいろあると思うが、1学期からの状況を見ながら、場合によっては新年度に向かって体制を見直していただきたい。任命権者である東京都教育委員会の方針もあると思うが、地元からの要望等もお伝えいただければと思う。

○委員長 産休代替の先生は都の教員試験に受かった方で採用待ちの方なのか。名簿に登録されていることに違いないと思うが。

○指導室長 ご指摘のとおり、臨時的任用教員としての選考を受けて名簿に登録された方が照会をされて、その中から採用することになっている。

○委員長 この件は以上にとどめる。続いて「③市立小・中学校における空間放射線量の測定結果について」の報告を求める。

○総務課長 昨年10月以来毎月報告しているが、今回は3月における測定結果を入れた数値の報告をする。小学校からご覧いただきたい。この中で比較的数値が高かったのは第一小学校の「④給食ボイラー庫雨どい」の0.199で、数値が低かったのは神宝小学校の「③畑」での0.050である。それぞれの数値は記載されたとおりで、毎月の変化を表したものは後ろに添付している。今回は一番右側の3月分の平均測定値を入れている。比較的数値が高かった第一小学校の「④給食ボイラー庫雨どい」は今回が0.199であったが、2月が0.210、1月が0.170、12月が0.124、11月が0.205、10月の時点では0.208という数値であった。逆に、今回数値が一番低かった神宝小学校の「③畑」の変化を見ると今回の3月分が0.050、2月が0.063、1月が0.057、12月が0.062、11月が0.064、10月測定時が0.080となっている。比較的数値が高かった所は高い値で推移し、低かった所は低い値での推移が見られる。

続いて、中学校も同様の内容である。中学校で一番数値が高かったのは下里中学校の「⑤焼き窯庫雨どい」の0.221である。一番低かった所は、西中学校「②砂場」の0.051である。

なお、一番高かった数値についても市の除染対応基準値である毎時0.24マイクロシーベルトを超えた地点はない。下里中学校の「⑤焼き窯庫雨どい」は今回0.221であるが、これまでの毎月の変化を見ると先月の2月は0.222、1月が0.207、12月が0.194、11月が0.213、10月は除染前が0.434で、除染後は0.121になった経過がここで分か

る。続いて、一番低かった西中学校の「②砂場」をご覧いただきたい。先月2月の時点では、0.090、1月が0.077、12月が0.064、11月が0.072、10月が0.085という変化を見せている。小・中学校とも傾向としては同じような推移である。

4月以降の測定については、現在、市長部局と調整している。これまでは市の面積を1キロ四方で区切った21地点の測定を行っており、そこには小・中学校が9校含まれているが、この21地点の測定はこれまでどおり継続していくということ。また、除染した場所とそれを埋設した場所についてはこれまでどおり4月以降も計測し、ホームページ等で公表していくという調整を行っている。

○委員長 この件は以上にとどめる。続いて「④小山小学校給食調理業務委託後の検討会について」の報告を求める。

○学務課長 先ず、次第の訂正であるが、「小山小学校の給食調理業務委託後の検討会」の「検討会」を「検証について」に改めていただきたい。

小山小学校の給食調理業務委託後の検証については、学校管理職と教職員による検証及び保護者試食会の検証が終わった時点で改めて報告書を作成し、配布させていただくが、本日は口頭でこれまで行われた検証について報告する。

小山小学校は4月10日から給食が開始され、本日で1週間となる。これに先立ち、4月5日に試作品の調理状況を確認するための検証を行っている。当日は校長と副校長をはじめ教職員24名、市長、教育長、教育部長、指導室長、学務課から7名が出席した。また、委託先である一富士フードサービス株式会社からも、調理員6名が出席している。当日は、栄養士が作成した調理室手配表に基づいて委託先の調理員が調理作業工程表を作成し、ほぼ工程表どおりに調理作業が進められたことを確認している。その後、出席者による試食会を行った。初期の業務状況では特に大きな問題もなく、作業工程も予定どおりに進められていることを確認している。続いて、4月10日の給食開始日には私と学務課の栄養士が小山小学校に出向き、直接、調理場に入って作業状況や調理の進捗状況の確認を行っている。その結果、児童への配膳や給食時間については予定どおりに実施されたことを確認した。

学務課では、今後も保護者試食会をはじめとして教職員による検証、さらに年間を通して学校栄養士による衛生管理の検証などを行っていく。また、新1年生の給食が本日からスタートするが、同じく確認していきたいと思っている。

○委員長 この件は以上にとどめる。続いて「⑤平成24年度の指導室事業について」の報告を求める。

○指導室長 資料をご覧いただきたい。今年度のさまざまな教育活動並びに指導室事業については、昨年度末の2月に報告された人権尊重の推進に係る検討委員会報告に基づき、人権尊重理念を基盤とした教育を推進することを第一に考えて行っていきたいと考えている。したがって「学力の向上」「豊かな心の育成」「体力の向上」を目指すものであるが、これらが人権尊重の理念に支えられて進められることをイメージしてこのようにつくられた。今年度に、新たな取り組みとなる部分を何点かピックアップして紹介する。左側上段は本市の重点である小・中連携教育についてであるが、これまで3カ年、連携教育課程委員会を組織して連携のためのカリキュラム並びに指導案集を作成してきた。これに伴い、今年度は作成した指導案を実際に授業を通じて検証し、それに基づいてカリキュラムの改善を図り、小・中連携教育の推進をしていきたいと考えている。

「豊かな心の育成」については左側の中ほどにある、スクールソーシャルワーカーの活用事業

が該当する。従来は2名のスクールソーシャルワーカーで対応してきたが、学校側からの要請も増えていることから、今年度から3名体制にして充実を図っていく。表の中ほどの「学校教育への支援機能の強化」をご覧いただきたい。従来の支援施策に加え、学校インターンシップ事業を本年度から開始する。これは大学生のマンパワーを学校に導入し、教育活動の充実を図るとともに、開かれた学校づくりに資するというものである。学校にとっては学生が教員志望ということもあり、将来の教職へ向けての育成をしてもらうことになる。体力の向上や学校における危機管理の面については、図の一番右側に「救急法・心肺蘇生法の指導」がある。従来、学校ごとに行われていたものを本年度から指導室が主催し、小学校の全教員に悉皆研修をさせるものである。これは、学校が危機管理並びに安全指導の充実を図ることを目的として行うものである。

なお、先ほどの学級数の関係について、続けて報告させていただきたい。

○委員長 願います。

○指導室長 先ほどの学級数についてであるが、ここに示している学級数は、法定上の学級編制の基準に照らしたものである。第一小学校を例にとると、法定上、6年生から2年生までは40人学級で学級数を担保する。1年生については法律の改正があり、35人学級になっている。今回、2年生については学級定員の改正ではなく、35人以上学級のある学校に対する教員の加配措置になった。本市では各学校とも加配された教員の配置は、1学級当たりの児童数の少人数化を選んだことによるものであり、各学校とも事実上の学級数には変動がなかったことになる。いわゆる法定上の学級数の報告等の都合があり、学級数そのものは減っているが、実質は小学校2年生の35人学級への加配措置によって学級数に変動がなかったことになっている。

中学校については南中学校を例に説明する。同校も13学級が12学級になっているが、これはいわゆる中学1年生が法定上はまだ40人学級であるが、都の施策により38人の定数になり、それに加配措置をするということで、事実上は学級数が変わらない状況になっている。手続上の問題で、実際の学級数と資料の学級数が異なるとご理解いただきたい。

○委員 職場体験について伺いたい。昨年、指導室長が農業委員会へ出向かれて、受け入れの願いをされたという話を伺った。今年度も農業委員の改選があり、委員のほとんどが代わっているため、再度依頼していただければと思う。昨年度も多く農家が中学生を受け入れ、「うちへも中学生が来たよ」という話をあちこちで聞いた。

○指導室長 承知した。

○委員長 授業改善研究会について伺いたい。授業改善研究会はそれこそ市教育委員会挙げての規模と感動さえするが、残念ながら発表のやり方には工夫が足りないと思う。せっかく多くの先生方の前で話をするのであるから、一人あたりの時間が短くなるのは是非もないが、もう少し生きた発表をしてほしい。このことは指導室からもしかるべき機会に指導していただけたらと思う。

また、派遣される教育アドバイザーやゲストティーチャー等の選び方について、少し物足りない。選任についてはいろいろな経緯もあるだろうが、頭の片隅に入れておいていただきたい。それをやっていかない限り、市の教育におけるレベルアップ、教師の力量アップにつながらない。子どもたちにはストレートにいく。先生方に生き生きとやっていただくためにも、アドバイザーなどを選任する時はご配慮いただきたい。この件は以上にとどめる。

続いて、「⑥スポーツ祭東京2013の準備状況」について説明を求める。

○主幹（国体担当） 4月1日付で異動があり、私が教育部主幹（国体担当）として配属された。生涯学習課としても再任用職員1名、臨時職員1名が増員となり、本庁舎4階に準備室が設置さ

れた。もちろん、国体のような大きなイベントについては現有の人員だけでは実施できないため、生涯学習課はもちろん教育委員会の各課、また、市長部局をはじめ市を挙げて取り組んでいきたいと考えている。

本日配布した資料は、全庁を挙げてという方向性を示すため、庁内体制を整えるための庁内連絡会議設置要綱である。最近の状況であるが、2月22日に実行委員会の中の常任委員会が開催された。常任委員会は市長を会長とし、議長、体育協会の会長、市の山岳連盟会長、また、教育長や市内各分野の役員の総勢29名から成る委員及び幹事で構成されている。榎本委員長にも常任委員として参加していただいている。この常任委員会では今後進めていく各分野の実施方針について話し合わせ、広報・PR、市民運動、観光、おもてなし、競技の基本運営、リハーサル大会、デモンストレーション大会、役員の育成、文化プログラム、医療衛生、輸送交通、宿泊、警備・消防などについての基本方針や基本計画等が定められた。また、今後になるが、多岐にわたる基本方針に沿って準備を進めていくため、実行委員会のメンバーを四つの部会に分け、計画をさらに具体化してく予定となっている。特に今年度は、施設の整備と市民意識の醸成が課題となっている。仮設の屋外競技施設及びアイソレーションルームと言われる選手の控室については、本年度中の完成を目指している。また、PRについては駅の周辺を重点的に広告する企画を検討しているほか、近々では5月13日に行われる「子どもまつり」など、市内各所で開催される各種のイベントに「ゆりーと」の着ぐるみを派遣したり、また、夏休みごろには大学からの学生インターンなどを活用し、効果的な宣伝PR活動を行っていききたいと考えている。

さらに、ITを利用した広報活動についても、市のホームページ以外にこれから実行委員会としてさまざま展開していききたいと考えている。

○委員長 いよいよ市としても、全庁挙げての体制づくりに入ったようである。子どもたちに、学校などで「ゆりーと」の真似をさせるような機会はあるのか。

○主幹（国体担当） 東京都の実行委員会の中で、テレビで人気があった番組内の振りつけをした方が担当された、着ぐるみが踊るゆりーとダンスが新しくつくられた。今後、その振り付けのDVDを各学校に配布して普及活動に努めるところである。

○委員長 何としても成功させたいということで、いろいろお骨折りをいただくことになるがよろしく願いたい。この件は以上にとどめる。その他に何かあるか。

○生涯学習課長 生涯学習センターの掲出物不承認に関する件について報告する。2月の本定例会において、都知事に対する再審査請求が1月12日に却下となったところまで報告している。その後の動きであるが、生涯学習センターには従前から掲出物の申込みが数多くあり、限られたスペースが飽和状態となっていることの整理が課題であった。そのことから、センターと生涯学習課で協議をし、掲出基準を見直すことで対応を図ることとした。

見直しの主な内容は、センターを利用している団体からの掲出物については会員募集と事業開催案内の情報のみとし、4月1日から適用している。その後、4月5日に「市議会NOW」の第12号が発行され、生涯学習センターに掲出の申し込みがあったが、新しい基準により掲出できる対象には当たらないとしてお断りしている。

○委員長 各委員から何かあるか。

○委員 防災教育については昨年の震災を受けて、各学校でも取り組んでいると思う。数日前に聞いた話であるが、自治会が実際に学校を使って防災訓練を経験したいそうである。例えば、トイレが使えなくなったときに学校のプールの水を運んで流してみるとか…。学校の施設を使う場合

にはいろいろな制約があると思うが、災害には備えていたとしても、ある程度訓練して経験しておかないと実際には役に立たない。自治会等が主催するその防災訓練には子どもたちも参加できるようなので、利用させてもらったらどうか。

- 指導室長 学校の施設利用についてであるが、そもそも学校は教育目的の施設であるため、学校の教育活動に支障がないという前提で、なるべく広く、お申し出に対して検討できるように学校に指導していく。自治会等が主催する実働訓練になると思うが、児童・生徒もその中に加えさせていただくような計画であるとすればどのようにかかわれるのか、訓練に参加できるのかななどを相談させていただきたい。

◎閉会の宣告

- 委員長 これをもって平成24年第4回教育委員会定例会を閉会する。

(午前11時44分)

東久留米市教育委員会会議規則第30条の規定により、ここに署名する。

平成24年4月17日

委員長 榎本 隆 司 (自 署)

署名委員 松本 誠 一 (自 署)